

③療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度(京都府発行の場合は療育手帳A)の障がい者を有する方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障がい者を有する方

※その構造がもっぱら身体障がい者などの利用に供するための軽自動車(賃貸借により他に貸し付けるものは除く)も減免の対象となります。

●**必要書類** 納税通知書(納付書)、減免申請書、車検証、障害者手帳など障がいの区分および級を証するもの、運転者の免許証、納税義務者の印鑑・個人番号カードまたは通知カード

※減免申請書の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

●**その他** 減免の詳しい条件についてはお問い合わせください。

☎**税務課**

☎(0771)68-0004

自動車税に係る身体障害者等減免申請受付

平成31年度の自動車税減免対象は、平成31年4月1日現在で一定の要件に該当される方です。既に減免を受けられており、継続のハガキを提出され、変更ない場合は申請の必要はありません。

なお、年度途中で身体障害者手帳などの交付を受けられた方の申請受付(月割減免)は随時行っています。

●**受付期間** 4月1日(月)～5月31日(金) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

●**受付場所** 京都府南丹広域振興局税務室(亀岡総合庁舎内)

<臨時窓口の開設>

●**開設日** 4月16日(火)、5月16日(木)

●**時間** 午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

●**場所** 京都府南丹広域振興局園部地域総務室(園部総合庁舎)

☎**京都府南丹広域振興局税務室**

☎(0771)22-0330

固定資産縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

平成31年1月1日現在の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ならびに固定資産税課税台帳の閲覧をしていただけます。

●**縦覧期間** 4月1日(月)～5月31日(金)

※土・日・祝日は除く

●**閲覧期間** 通年

※土・日・祝日は除く

●**縦覧・閲覧時間** 午前8時30分～正午、午後1時～5時

●**縦覧・閲覧場所** 税務課および各支所

●**縦覧対象者** 固定資産税の納税者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、代理人

●**閲覧対象者** 固定資産の所有者・納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、代理人、借地・借家人(有償で借りていること)

※縦覧および閲覧いただく際は、運転免許証など来庁者の本人確認ができるものと印鑑をご持参ください。また、法定相続人の場合は、戸籍謄本など相続関係が確認できるものを、代理人の場合は、個人または法人の委任状(押印必要)、借地・借家人の場合は賃貸借契約書が必要です。

☎**税務課**

☎(0771)68-0004

南丹市不妊治療等給付申請について

子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療または不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部を助成します。

●**対象者** 南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦(一般不妊治療のうち一般治療、および不育治療については、婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係にある者を含む)で、各種医療保険に加入していること。

●**助成内容**

本人負担額の2分の1

※医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する。

●**対象となる治療および助成金上限**

・一般不妊治療:一般治療(治療の一環として行う検査を含む、保険適用有)および人工授精(保険適用無)1年度につき10万円(保険適用のみは6万円)

・不育治療:不育症の原因検査・ヘパリン注射などの治療(保険適用有)1回の妊娠につき10万円

●**申請期間** 治療の翌日から起算して1年以内のものに限る。

●**申請方法** 保健医療課または各支所市民生活課で受け付けています。詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

☎**保健医療課**

☎(0771)68-0016